

消防団員が有する公権力等

1 「公権力」とは

国又は自治体が国民・住民に対して命令し、強制する権力

2 消防団員が有する主な公権力

(1) 火災警戒区域の設定（消防法第23条の2）

消防長又は消防署長の委任を受けた消防団員は、ガスや危険物の漏洩等の事故が発生した場合に当該事故により火災発生のおそれ著しく大で、かつ、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき、火災が発生する以前に火災警戒区域を設定して、その区域内における火気使用の禁止、関係者以外の者の退去を命じ、又は出入を禁止、若しくは制限することができる。

(2) 消防車の優先通行（消防法第26条）

消防車は、緊急の場合、交通法規の一部が免除され、他の車両等に制限を加えることによって、優先的に通行することができる。

(3) 消防隊の緊急通行権（消防法第27条）

消防隊は、火災の現場に到着するために緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない通路等を通行することができる。

(4) 消防警戒区域の設定（消防法第28条）

消防団員は、火災の現場において、消防警戒区域を設定して、関係者以外の者の退去を命じ、又は出入を禁止、若しくは制限することができる。

(5) 消火活動中の緊急措置（消防法第29条第1項）

消防団員は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるときは、消防対象物の在る土地を使用し、処分し又は使用の制限することができる。

(6) 火災現場における消防作業従事命令（消防法第29条第5項）

消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消防作業に従事させることができる。

3 「公務員に関する基本原則」とは

内閣法制局が1953年に外国人の国家公務員任用で示した「公権力の行使又は国家意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍が必要」とする見解をいう。

旧自治省は、1973年、地方公務員にもこの法理が当てはまるとしたものの。